



報道機関 各位

記者発表資料
令和3年5月11日（火）
問い合わせ先：選挙課
課長：小島
担当：江森、諸橋
電話：829-1773
内線：4517

さいたま市長選挙で「宿泊療養施設における不在者投票等」を実施します

令和3年5月23日執行のさいたま市長選挙において、宿泊療養施設2カ所で不在者投票及び期日前投票所を実施します。

記

1 実施日

令和3年5月20日（木）

2 投票場所等

投票場所	投票時間
さいたま市緑区内に設置されている宿泊療養施設	10時～11時
さいたま市大宮区内に設置されている宿泊療養施設	16時～17時

※投票終了時刻は、投票を希望する人数等により前後します。

※プライバシー保護の観点から、実施日を含め宿泊療養施設での取材行為はお断りいたします。また、宿泊療養施設運営者に対する取材行為も控えていただくよう、併せてお願いいたします。

3 投票方法

宿泊療養施設所在地（大宮区・緑区）の選挙人	期日前投票（公職選挙法第48条の2） ※投票用紙を投票箱に投函する。
宿泊療養施設所在地外の選挙人	不在者投票（公職選挙法第49条） ※投票用紙を専用封筒に入れて封緘し、封筒表面の投票者欄に選挙人の氏名を記入して提出する。

4 実施手順

(1) 事前準備（５月１４日～５月１９日）

市選挙管理委員会が、宿泊療養施設運営者を通じ入所者に対し、「周知用チラシ」を配布する。投票を希望する方は、名簿登録地の選挙管理委員会に対し投票用紙の請求等を行う。

(2) 実施日当日（５月２０日）

- ① 市・区選挙管理委員会事務局職員が、投票管理者及び投票立会人、投票事務従事者として執務する。なお、投票事務従事者（２名）は、選挙人と接して従事することから、防護服を着用する。
- ② 投票事務従事者は、投票場所の設営を行う。
 - ・投票用紙記載用机、投票箱を設置。
 - ・飛沫飛散防止用パーテーション、アルコール消毒液、手袋を配置。
 - ・換気状況の確認。
- ③ 投票事務従事者等は、館内放送で事前の周知を行うとともに、順次、各部屋に内線電話で連絡し、一人ずつ投票場所に誘導する。選挙人はマスクを着用のうえ、投票場所に行く。
- ④ 選挙人は投票場所に着いたら、アルコール消毒液で手指消毒したうえで、手袋を着用する。
- ⑤ 投票事務従事者は、本人確認を行ったうえで投票用紙を交付する。投票が終了したら、選挙人には部屋に戻っていただき、従事者は次の選挙人に対し内線電話で連絡する。
- ⑥ 投票事務従事者は、すべての投票が終了したら、投票箱や飛沫飛散防止用パーテーション等の物品を搬出し、宿泊療養施設運営者から指定された場所で消毒を行う。その後、防護服を脱ぐ。